

令和2年6月16日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改訂表】2020年対策 解いて覚える！社労士 選択式トレーニング問題集

2. 労働基準法・労働安全衛生法

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

解いて覚える！社労士 選択式トレーニング問題集

2. 労働基準法・労働安全衛生法（2019年8月28日第15版発行）

ISBN 978-4-86486-682-8

改訂内容

改訂頁・行	改訂前	改訂後
P114 問題文3	使用者は、労働者名簿、 □C□ 及び雇入、解雇、災害 補償、賃金その他労働関係に 関する重要な書類を □E□ 年間保存しなければならない い。	使用者は、労働者名簿、 □C□ 及び雇入れ、解雇、災 害補償、賃金その他労働関係 に関する重要な書類を □E□ 年間（ <u>当分の間は3年</u> <u>間</u> ）保存しなければ ならない。
P115 解答E	⑨ 3	⑩ 5

P115 完成文 3	使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない。	使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を <u>5年間</u> （ <u>当分の間は3年間</u> ）保存しなければならない。
P116 問題文 1 6行目 P117 完成文 1 5行目	ただし、この請求は、違反のあった時から2年以内になければならない。	ただし、この請求は、違反のあった時から <u>5年</u> （ <u>当分の間は3年</u> ）以内にしなければならない。
P116 問題文 2	労働基準法の規定による賃金（ <u>D</u> を除く。）、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による <u>D</u> の請求権は <u>E</u> 行わない場合においては、時効によって消滅する。	<u>労働基準法の規定による</u> <u>D</u> の請求権はこれを行 使することができる時から <u>E</u> 、労働基準法の規定に よる賃金（ <u>D</u> を除く。） の請求権はこれを行使す ることができる時から3年間、 <u>労働基準法の規定による災 害補償その他の請求権（賃金 の請求権を除く。）はこれ を行使することができる時 から2年間行わない場合 においては、時効によつて消滅す る。</u>

<p>P117 完成文 2</p>	<p>労働基準法の規定による賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する。</p>	<p><u>労働基準法の規定による退職手当の請求権はこれを行</u> <u>使することができる時から</u> <u>5年間、労働基準法の規定に</u> <u>よる賃金（退職手当を除く。</u> <u>）の請求権はこれを行</u> <u>使することができる時から3年間、</u> <u>労働基準法の規定による災</u> <u>害補償その他の請求権（賃金</u> <u>の請求権を除く。）はこれ</u> <u>行使することができる時</u> <u>から2年間行わない場合にお</u> <u>いては、時効によって消滅す</u> <u>る。</u></p>
-----------------------	--	--